

第2 消防体制

1 消防力

(1) 消防組織と人員

令和3年4月1日現在における県下35市町村の消防組織の人員の状況は、表1のとおりである。

表1 市町村の消防組織の現況（各年4月1日現在）

区分		令和3年(A)	令和2年(B)	(A) - (B)
消防本部・署	消防本部数	11	11	0
	消防署数	33	33	0
	出張所数	59	60	0
	消防吏員数	3,157	3,156	1
消防団	消防団数	42	42	0
	分団数	481	481	0
	消防団員数	18,223	18,666	△443

県下の消防機関は、11消防本部のうち4消防本部は市単独で、7消防本部は一部事務組合（構成31市町村）で消防本部を設置して、県内一円の災害の予防・鎮圧の活動を行っている。消防団については、各市町村1団以上の42消防団が存在し、地域住民の民生安定に寄与している。表2に見られるとおり、消防吏員については令和3年4月1日現在で、3,157名であり、前年度より1名増加している。また、消防団員数については、前年度より443名の減少となっている。なお、消防団員数については毎年減少している。

近年の産業、経済の発展に伴って災害も複雑多様化し、国民の生命、身体及び財産を災害から保護するという国民福祉の確保、向上に直接寄与する消防活動の中で、年々装備の近代化や消防機関の充実強化が図られてきた反面、消防団員の確保に苦慮している市町村が多い。「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立や「消防団の装備の基準」の改正など、消防団員が地域の防災に果たす役割がますます大きくなっているため、今後とも団員の確保や待遇の改善に努めるとともに、機能の強化及び消防職・団員の資質向上を図ることが必要である。

表2 消防組織、消防吏員、消防団員の推移（各年4月1日現在）

区分 年次	消防本部・署				消防団	
	消防本部 数	消防署 数	出張所数	消防吏員 数	消防団数	消防団員数
23	—					
24	12	31	65	2,982	42	21,061
25	12	31	64	2,991	42	20,720
26	12	31	63	3,012	42	20,304
27	12	31	63	3,037	42	19,906
28	12	31	63	3,071	42	19,784
29	12	33	60	3,096	42	19,515
30	12	33	60	3,146	42	19,312
31	11	33	60	3,136	42	19,076
R2	11	33	60	3,156	42	18,666
R3	11	33	59	3,157	42	18,223

(2) 消防施設

消防機械器具、消防水利等の消防施設は年々整備が進められてきているが、近年複雑多様化している火災等の災害に十分対処するためには、今後とも消防施設の強化、近代化を図らなければならない。

ア 消防機械

消防機械の保有状況は、表3のとおりである。

危険物火災、高層建築火災等の特殊災害に対処するため、特に都市部においては化学車、はしご車等の特殊消防自動車、機械の整備促進が必要である。

表3 消防機械の推移（各年4月1日現在）

区分 年次	消 防 ポンプ 自動車	水槽付 消 防 ポンプ 自動車	小 型 動 力 ポンプ	はしご 付消防 ポンプ 自動車 18メー トル	はしご 付消防 ポンプ 自動車 24メー トル	はしご 付消防 ポンプ 自動車 30メー トル	はしご 付消防 ポンプ 自動車 38メー トル	屈折は しご付 消防 ポンプ 自動車	化 学 車	救 助 工作車	消 防 艇
21	254	61	1,929	2	1	10	1	2	23	22	2
22	251	61	1,868	1	1	10	1	1	21	22	2
23							—				
24	233	63	1,767	1	1	10	1	1	21	20	1
25	223	64	1,824	1	0	10	1	2	21	21	1
26	226	63	1,755	1	0	10	1	2	21	21	1
27	226	64	1,705	1	0	10	1	2	21	20	1
28	222	67	1,713	1	0	10	1	2	21	21	1
29	219	66	1,727	1	0	10	1	2	21	21	1
30	217	66	1,729	1	0	10	1	2	21	22	1
31	214	66	1,702	1	0	10	1	2	22	24	1
R2	199	68	1,679	1	0	10	1	2	23	22	1
R3	209	72	1,871	1	0	10	1	2	23	20	1

イ 消防水利

消防水利は火災鎮圧のために消防機械とともに不可欠なものであり、ここでは「消防水利の基準」に適合するものを消防水利としている。この消防水利としては人口水利（消火栓、防火水槽、プール等）と自然水利（河川、沼、池等）があげられる。表4は県下の消防水利の現況である。

自然水利は、渇水期や排水期には使用困難におちいり、目的を十分に果たせないことが多い。都市開発に伴う市街地、準市街地の数の増加、区域の拡大に伴う水利需要に応じた水利施設の整理開発を強力に図る必要がある。

表4 消防水利の現況（令和3年4月1日現在）

種別	計 (A) (B) + (C)	消火栓			小計 (C) (D) + (E)				井戸	
		小計 (B)	公設	私設	防火水槽					
					100立方メートル以上	60~100立方メートル未満	40~60立方メートル未満	20~40立方メートル未満		
計	45,557	35,470	34,680	790	234	443	8,241	1,158	13	

種別	公設 (D)					私設 (E)				井戸	
	防火水槽				井戸	防火水槽					
	100立方メートル以上	60~100立方メートル未満	40~60立方メートル未満	20~40立方メートル未満		100立方メートル以上	60~100立方メートル未満	40~60立方メートル未満	20~40立方メートル未満		
計	166	374	7,583	1,010	0	68	69	658	148	13	

種別	その他							その他
	小計	河川・溝等	海・湖	プール	濠・池	下水道	その他	
計	1,970	324	80	580	422	0	565	

2 消防活動

消防活動は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、火災又は地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉に資することを究極の目的（消防法第1条）としているため、消防活動は非常に多岐にわたっている。

令和2年中の県内の消防職員・団員の出動状況をまとめたものが表5であり、出動回数は174,140回、出動延べ人員が696,747人となっている。

今年の出動回数を出動別に見ると、救急業務が57.8%で最も多く、次いで予防査察が9.1%，演習・訓練等が7.7%，その他6.5%，広報指導が5.8%となっている。

表5 消防出動状況 R2.1.1～R2.12.31

		消防署	消防団	計	構成比
合計	回数	158,703	15,437	174,140	100.0%
	人数	558,441	138,306	696,747	100.0%
火災	回数	643	452	1,095	0.6%
	人数	13,770	10,464	24,234	3.5%
風水害等の災害	回数	182	136	318	0.2%
	人数	836	6,240	7,076	1.0%
演習訓練	回数	10,581	2,893	13,474	7.7%
	人数	56,409	29,771	86,180	12.4%
救急	回数	100,733	5	100,738	57.8%
	人数	304,305	271	304,576	43.7%
救助活動	回数	1,101	1	1,102	0.6%
	人数	22,379	2	22,381	3.2%
広報指導	回数	5,871	4,261	10,132	5.8%
	人数	19,827	19,150	38,977	5.6%
警防調査	回数	9,975	126	10,101	5.8%
	人数	35,668	995	36,663	5.3%
火災調査	回数	718	2	720	0.4%
	人数	4,675	3	4,678	0.7%
特別警戒	回数	5,647	2,262	7,909	4.5%
	人数	17,754	23,390	41,144	5.9%
捜索	回数	15	26	41	0.02%
	人数	111	965	1,076	0.2%
予防査察	回数	15,589	264	15,853	9.1%
	人数	40,904	4,375	45,279	6.5%
誤報等	回数	1,080	41	1,121	0.6%
	人数	10,207	488	10,695	1.5%
その他	回数	6,568	4,669	11,237	6.5%
	人数	31,596	42,192	73,788	10.6%

3 消防財政

消防の任務は、災害の複雑・多様化により、量的に増大し質的に高度化していることから、国、県、市町村の三者が一体となって強力に財政措置の充実を図り、消防施設、人員を確保し、その装備も高度化していく必要がある。

普通会計決算額に占める消防費の割合を平成 20 年度以降についてみると表 6 のとおりである。
※平成 23 年度以降については、東日本大震災の影響もあり普通会計決算額が大幅増となっている。

表 6 普通会計決算に占める消防費の割合（単位：百万円、%）

区分 年度	普通会計決算額 (A)	消防費決算額 (B)	割合 (B) / (A) × 100
平成 20 年度	884,811	34,329	3.9
平成 21 年度	945,401	34,451	3.6
平成 22 年度	913,633	35,307	3.9
平成 23 年度	1,499,479	40,752	2.7
平成 24 年度	2,152,086	35,831	1.7
平成 25 年度	1,843,202	37,270	2.0
平成 26 年度	1,778,527	41,857	2.4
平成 27 年度	1,729,712	41,678	2.4
平成 28 年度	1,534,330	37,577	2.4
平成 29 年度	1,445,189	38,811	2.7
平成 30 年度	1,399,417	41,655	2.9
令和元年度	1,401,787	37,753	2.7

4 消防団員の処遇

消防団員に対する処遇は、消防責務の重要性にかんがみ、報酬、出動手当、公務災害補償、退職報償金の支給、消防賞じゅつ金・特別賞じゅつ金などの諸施策を講じており、年々その処遇の改善が図られている。

(1) 報酬・手当

報酬、手当の支給については、市町村の財政力によってその支給額が異なっているが、逐次改善されている。

(2) 公務災害補償制度

昭和 26 年に消防組織法が改正され、消防団員が公務により災害を受けた場合は、市町村が補償しなければならないことになっている。この制度の的確な実施を図るため、昭和 31 年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が公布され、公務災害補償の統一基準が定められた。更に同年消防団員等公務災害補償等共済基金法が制定され、損害補償に関する市町村の支払責任共済制度として基金が設立された。

この制度は、消防団員ばかりでなく、消防法第 25 条第 2 項又は第 29 条第 5 項の規定により消防作業に従事した者並びに同法第 35 条の 10 の規定により救急業務に協力した者で、損害を受けた者も同法第 36 条の 3 の規定により適用を受けることができる。

なお、非常勤の水防団員及び水防法の規定により水防に従事した者並びに災害対策基本法の規定により応急措置の業務に従事した者で、損害を受けた者にもそれぞれの法律により同様の補償制度がある。

(3) 退職報償制度

ア 退職報償金制度

消防団員が永年にわたり勤続し、退団した場合、その労苦に報いるために、昭和 39 年に消防組織法の改正と同時に、消防団員等公務災害補償等共済基金法、同法施行令が改正され、消防団員に対する退職報償金制度の確立を見た。退職報償金の支給基準は、消防団員として 5 年以上勤続して退職した場合（死亡した場合は遺族）に市町村がその者に対して支給するもので、その基準（平成 26 年 4 月 1 日支払額改正）は表 7 によるものである。

表 7 退職報償金支払額表

（単位：千円）

勤続年数 階級	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
団長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

イ 消防庁長官の退職報償

消防庁においては、消防の活動あるいは勤務の特殊性にかんがみ、その労苦に報いるため昭和 36 年に消防団員退職報償規程を制定し、団員として 15 年以上勤続した場合は、下記の区分により消防庁長官から記念品（銀杯）と賞状が贈られる。

- 1 号報償・・・25 年以上勤務して退職した場合
- 2 号報償・・・15 年以上 25 年未満勤続して退職した場合

ウ 知事の退職報償

県は、昭和 36 年に消防団員退職報償規則を制定し、団員として一定期間以上にわたって勤続して退職した場合は、その労苦に報いるため知事から賞状を贈呈している。

- | | |
|-------------------|--------|
| A 消防団長、副団長の階級にある者 | 8 年以上 |
| B 分団長以下の階級にある者 | 15 年以上 |

表 8 知事の退職報償

年度別	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度
報 償 人 員	537	514	596	616	629	481	454	394	498	454

(4) 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合

消防団員が勤務遂行中に損害を受けた場合の公務災害補償制度については、さきに述べたとおりである。県においては、この制度の的確な運用と実施を図るため、地方自治法施行令第 211 条第 2 項の規定に基づき、共同処理する一部事務組合の設立について、昭和 27 年定例県議会に提案し、5 月 21 日に議決された。これに基づき、同日、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合として発足し現在に至っている。

ア 組合の名称

宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合

イ 組合の所在地

仙台市青葉区上杉一丁目 2 番 3 号
宮城県町村会事務局内（宮城県自治会館内）

ウ 加入市町村

11 市 21 町 1 村

（仙台、石巻、塩釜の各市は、この組合が結成される前に全国市町村会館内にある消防団員等公務災害補償等共済基金に加入している。）

エ 組合事務の内容

- A 消防団員等の公務災害による補償に関する事務
- B 消防団員の退職に係る退職報償に関する事務
- C 消防賞じゅつ金に関する事務
- D 組合に関する一切の事務

5 消防表彰

(1) 叙位・叙勲

叙位は、昭和 21 年 5 月 3 日の閣議決定により、死亡者のみを対象として取り扱われている。

叙勲は、死亡者の場合を除き停止されていたが、昭和 28 年 9 月 18 日の閣議決定に基づき、災害等に際し特に功労のあった者に対し叙勲されることとなった。その後、昭和 38 年 7 月 12 日の閣議決定により、国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉増進に寄与した功績が顕著な者を広く叙勲することとし、第 1 回生存者叙勲が昭和 39 年 4 月 29 日に行われてから、毎年春（4 月 29 日）、秋（11 月 3 日）の 2 回発令されている。また、社会経済情勢の変化に伴い、栄典制度の見直しが行われ、平成 15 年秋からは、著しく危険性の高い業務に精励した者（消防吏員）を対象とする危険業務従事者叙勲が春秋叙勲と同日付けで発令されている。

また、上記のように毎年定期に発令される春秋叙勲、危険業務従事者叙勲のほか、一定の年数以上勤務した功労者で、年齢 88 歳に達した際に叙勲される高齢者叙勲、国家又は社会公共に対して功労のある者が死亡した場合に叙勲される死亡叙勲、水火災現場等の特に危険な状況で身命の危険をおかして災害の防止等に努め、顕著な功労のあった者を叙勲する緊急叙勲等、隨時勲等を叙するものがある。

平成 15 年秋の制度改革以降の春秋叙勲・危険業務従事者叙勲の受章者は表 9 のとおりである。

表 9 春・秋叙勲受章者数

年度別 区分	15~21		平成22年度				23			24			25			26							
	春秋	危	春	14危	秋	15危	春	16危	秋	17危	春	18危	秋	19危	春	20危	秋	21危	春	22危	秋	23危	
瑞小	8		2		1		1						1				4						
瑞双	47	45	3	10	3	9	1	9	1	4	1	6			4	1	8		8	7	8	2	9
瑞单	200	88	20	1	24	2	26	2	26	7	25	4	27	6	27	4	27	3	21	3	27	3	
小計	255	133	25	11	28	11	28	11	27	11	26	10	28	10	28	12	31	11	28	11	29	12	
合計	388		36		39		39		38		36		38		40		42		39		41		

年度別 区分	27				28				29				30				令和元年度				2				合計	
	春	24危	秋	25危	春	26危	秋	27危	春	28危	秋	29危	春	30危	秋	31危	春	32危	秋	33危	春	34危	秋	35危	春秋	危
瑞小			1		1				1				3		1		3		1		2		2		32	0
瑞双	2	8	4	8		12	1	7		12	2	8	2	10	1	9	4	11	2	9		11		11	84	236
瑞单	27	4	23	4	26	1	26	6	26	1	28	4	26	2	27	3	21	1	25	3	29	1	27	1	761	154
小計	29	12	29	12	27	13	27	13	27	13	30	12	31	12	29	12	28	12	28	12	31	12	29	12	877	390
合計	41		41		40		40		40		42		43		41		40		40		43		41		1,267	

※1 「瑞小」とは「瑞宝小綬章」、「瑞双」とは「瑞宝双光章」、「瑞单」とは「瑞宝单光章」を示す。

※2 「○危」とは「第○回危険業務従事者叙勲」を示す。

(2) 褒章

褒章の種類は 6 種類であるが、このうち消防に関係あるものは次の 4 種類である。ただし、黄綬褒章については、生存者叙勲の復活により、昭和 41 年以降運用されないことになった。

紅綬褒章 身の危険を顧みず、人の生命を救助した者に授与される。

黄綬褒章 業務に精励し、他の模範と認められる者に授与される。

藍綬褒章 公共の福祉の増進に顕著な成績をあげた者に授与される。

紺綬褒章 公益のために私財を寄付し、功績顕著な者に授与される。（個人にあっては 500

万円以上、団体にあっては1,000万円以上)なお、寄付者が団体の場合には褒状が授与される。

褒章受章者は表10のとおりである。

表10 褒章受章者数

年度別	昭和26～平成14	H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2
藍綬褒章	24	2	7	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	2	1	1	—	—
黄綬褒章	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
紺綬褒章	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰

消防表彰規程に基づく表彰は、表彰時期による区分として定例表彰と隨時表彰に大別され、これら功労に伴い死亡、又は障害の状態に至った場合は、賞じゅつ金を支給することができる。

ア 定例表彰

定例表彰は次の4種類で、毎年3月初旬に表彰が行われている。

功労章	行政功労で多年積み重ねられた功労に対して授与される。(消防吏員は消防司令長以上、消防団員は団長、消防教育職員は教頭以上が対象である。)
永年勤続功	永年勤続し、他の模範と認められる者に授与される。
労章	
表彰旗	消防力の拡充強化、消防職団員の教養及び火災の予防等が優秀で、他の模範と認められる消防機関に授与される。
竿頭綬	表彰旗の受章に準ずる消防機関に授与される。

定例表彰受章者は表11のとおりである。

表11 表彰規程に基づく受章者数

年度 種別	昭和24～平成15	H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2
特別功労章	0								104	1								
功労章	124	4	4	5	7	7	6	6	3	2	2	6	3	1	3	4	4	1
永年勤続功労章	2,570	84	91	92	91	94	97	97	94	94	93	85	85	84	82	78	78	80
表彰旗	42	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
竿頭綬	74										2	2	2	1	1			
表彰状	8(3)									3								
功績章	4																	
褒 状	0	10																

(注)1 昭和24年～平成12年の()は、自治体消防20年記念、及び自治体消防35周年記念で表彰状を授与されたものを内数としたものである。

2 平成23、24年の特別功労賞及び平成23年の表彰状については、東日本大震災による殉職者に對して授与されたものである。

イ 隨時表彰

随時表彰	は次の7種類で、時期に関係なく上申の都度表彰される。
特別功労章	功労抜群で他の模範と認められる者に授与される。
顕功章	功労特に顕著な者に授与される。
功績章	功労多大な者に授与される。
国際協力功労章	国際緊急援助隊法に基づき当該地域に派遣され、その功労顕著な者に授与される。
顕彰状	職務遂行中に死亡した者に授与される。(上記表彰との重複受彰は不可)
表彰状	功労顕著な者で、特別功労章、顕功章、功績章を授与されるまでに至らない者のほか、消防施設の整備改善、防災思想の普及又は消防職・団員の教育等消防の発展に功績のあった者に授与される。
賞状	功労が顕著と認められ、又は他の模範として推奨されるべき功績があると認められる者のほか、消防施設の整備改善、防災思想の普及等消防の発展に功績のあった者に授与される。

ウ 消防賞じゅつ金

消防賞じゅつ金制度は、昭和37年度から消防表彰規程の中に取り入れられたもので、「殉職者賞じゅつ金」「障害者賞じゅつ金」及び「殉職者特別賞じゅつ金(S58.4.1創設)」の3種類がある。賞じゅつ金は、災害に際し一身の危険を顧みることなく職務を遂行中に殉職し、又は障害を受けた功労顕著な者に対して、その功労の程度に応じて最高2,520万円(殉職者特別賞じゅつ金は3,000万円まで)が支給される。

(4) 閣議決定事項に基づく表彰

閣議決定に基づく表彰は、毎年7月1日の「国民安全の日」、9月1日の「防災の日」に功績顕著な者に対して表彰が行われている。この表彰には、内閣総理大臣が行うもの、防災担当大臣が行うもの、消防庁長官が行うものがあり、内閣総理大臣表彰は、消防庁長官が過去1年以内に表彰したものの中から特に優秀と認められるものを内閣総理大臣に上申し表彰される。

また、昭和63年度から「119番の日」(11月9日)の表彰として、消防功労者に対する総務大臣表彰が行われており、平成23年度については、東日本大震災に際し特に顕著な功績があった団体が表彰された。

令和2年度には、丸森町消防団が、令和元年東日本台風に係る防災対策活動の功績により、防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞した。

本県の受章者数は表12のとおりである。

表12 表彰受章者数

年度別	昭和36～平成14	H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2
安全功労者	《2》(7) 16																	
防災功労者	《5》(5) 1		《1》		《1》 (1)	1	《1》		47	《29》	《1》			《2》		《1》	《1》	
消防功労者	《1》 3										1							

(注) 1 《》内の数字は内閣総理大臣表彰を、〈〉内の数字は防災担当大臣表彰を、()内の数字は消防機関及び民間婦人防火クラブ等の受賞団体を再掲した。

2 平成23年の防災功労者表彰には、東日本大震災における顕著な功績に対する総務大臣表彰の受賞団体が含まれている。

(5) 知事表彰

消防関係功労者に対する知事表彰は、昭和26年に制定された消防功労者表彰規定に基づき行ってきたものであるが、県が行う表彰制度の一元化により、この規定を廃止し、従前の内容を包含した新たな表彰規則（昭和42年9月1日宮城県規則第63号）を制定し、実施している。

また、消防賞じゅつ金規則（昭和47年3月3日宮城県規則第6号）が規定され、消防職・団員が消防業務に従事し、一身の危険を顧みることなくその業務を遂行して傷害を受け、そのため死亡又は重度障害の状態となった功労顕著な者に対して、その功労の程度により賞じゅつ金が支給されることになった。

さらに、殉職者特別賞じゅつ金も昭和59年4月1日に創設されている。

知事表彰受章者数は、表13のとおりである。

表13 知事表彰受章者数

年度別 区分	昭和36～ 平成18	H19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	計
特別功労章	1															1
功労章	1,231	46	44	44	44	45	44	44	44	44	43	44	44	44	44	1,849
永年勤続章	23,757	529	529	537	453	465	472	492	516	456	367	402	400	415	415	30,205
顕彰状	16					101	1									118
表彰旗	81															81
竿頭綬	83	1	1	2												87
褒状			2		5		8		11							26
表彰状	個人	268		95	3	2										368
	団体	222		5	3	2										232
感謝状	197		1	10	13	15	5	10	9	8						268
賞詞	個人	39														39
	団体	31														31

(注) 1 表中には、昭和35年5月24日チリ地震津波、昭和37年4月30日県北地震における現場功労者及び平成23年3月11日東日本大震災における殉職消防職・団員が含まれている。

2 自治体消防20周年記念表彰、個人101人、団体139及び自治体消防25周年記念表彰67人、団体40並びに自治体消防40周年記念表彰個人81人、団体18、自治体消防50周年記念表彰個人91人、団体8並びに自治体消防60周年記念表彰個人95人、団体3が含まれている。

(6) 公益財団法人日本消防協会表彰

日本消防協会で行う表彰は、日本消防協会表彰規定に基づいて行われるもので、「表彰旗」「竿頭綬」「功績章」「精績章」「勤続章」「現場功労章」の6種類である。

(7) 公益財団法人宮城県消防協会表彰

宮城県消防協会で行う表彰は、宮城県消防協会表彰規定に基づいて行われるもので、「表彰旗」「竿頭綬」「功績章」「永年勤続章」「勤続章」「現場功労章」「表彰状」「感謝状」の8種類である。